

保護者 様

龍谷富山高等学校
校長 藤岳 博昭

インフルエンザ(疑いを含む)の出席停止の取扱いについて

仲秋の候 保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、これまで、お子さんがインフルエンザにかかった場合、医師の記載による「登校許可証明書」を提出いただいておりますが、今後は、裏面の様式の「インフルエンザ(疑いを含む) 治癒報告書」を保護者の方が記入・押印の上、学校に提出いただくこととなりました。

つきましては、下記の事項について留意いただきますようお願いいたします。

また、インフルエンザ以外の感染症につきましては、従来のとおり、医師の記載による「登校許可証明書」の提出をお願いいたします。

記

- 1 インフルエンザの感染が疑われる場合は、受診をお願いします。(医師によってインフルエンザと診断されたものが対象となります。)
- 2 インフルエンザと診断された場合は、医師に発症日をご確認ください。(高熱等の明らかな症状がないインフルエンザの場合もあるため) また、登校するに当たっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。
- 3 インフルエンザに感染(疑いを含む)した場合は、法令の規定により出席停止扱いです。その間は休んでも欠席日数には含まれません。

出席停止の期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで(解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合は、出席できません。)

- 4 発症後5日を経過しても解熱していない場合は、学校へ連絡をお願いします。
- 5 「治癒報告書」は、学校に取りに来ていただくか、学校のホームページからダウンロードしてご使用ください。

(例) 「発症した後5日を経過」「解熱後2日を経過」の数え方

曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
例1 発症後 2日目に 解熱	発熱等の 症状 発症 出席停止		発症後 2日目に 解熱				登校し てもよ い日	
数え方	発症 0日目	1日目	2日目	3日目 解熱後 1日目	4日目 解熱後 2日目	5日目		
例2 発症後 4日目に 解熱	出席停止				発症後 4日目に 解熱			登校し てもよ い日
数え方	発症 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目 解熱後 1日目	解熱後 2日目	

※「解熱後2日」とは、平熱となった翌日から体温が2日間継続する状態こと。この間に、発熱(微熱含む)があれば解熱したとはなりませんのでご注意ください。